

納本

特248

718

B一五號(三)

昭和十七年一月十五日

緬甸に於ける印度人

緬甸研究會

始



特 248
718

目次

第一章 印度人人口の構成 一

 第一節 概 說 一

 第二節 地理的分布 三

 第三節 種 族 別 人 口 八

 第四節 出 生 地 別 人 口 一四

 第五節 職 業 別 人 口 二一

第二章 人口の移動(印度移民) 二四

第三章 印度人の政治的活動 三三

第四章 印度人の經濟的勢力 三三

 第一節 農 牧 業 三三

 第一項 農 業 三三



第二項 牧畜業	二七
第二節 林業	二六
第三節 鑛業	二六
第四節 工業	三三
第一項 精米業	三五
第二項 製材業	三七
第三項 其他工業	三六
第五節 印度人勞働	三九

第一章 印度人人口の構成

第一節 概説

緬甸に於ける印度人人口は第一表に示す如く、一九一一年には八三五、四〇六人であつたが、一九二一年には八八七、〇七七人となり、一九三一年には一、〇一七、八二五人に増加してゐる。之を總人口に對する比率より見れば、一九一一年は六・九%、一九二一年は六・七%、一九三一年は七%に相當してゐる。

以上の外印緬混血人及英印混血人を考慮すれば、緬甸總人口の約一割は印度的要素であると思つて差支へはない。

(第一表) 一九一一年—一九三一年各種族別人口表

	一九一一年	一九二一年	一九三一年
ピルマヤ人	七、九八六、三二七	八、六八三、九三五	九、六二七、一九六
其他土着人種	三、一四一、八二〇	三、三〇一、三六一	三、五九二、八二六
印度人	八三五、四〇六	八八七、〇七七	一、〇一七、八二五

印 緬 混 血 人	—	—	—
支 那 人	一二二、八三四	一四九、〇六〇	一八二、一六六
歐洲人及英印混血人	二四、二七六	二五、三五三	三〇、八五一
其 他 外 國 人	二、四一五	二、〇四二	三、〇三九
計	一二、一一五、二二七	一三、一六九、〇九九	一四、六四七、四九七

(註 一九二一・一九二二・一九三一年の國勢調査に依る)

而してこの在緬印度人人口の最も重大なる特質は性別配置であつて、婦女の数は全體の僅に二七・九%に過ぎない。これは後述の如く、在緬印度人は緬甸以外の出生者が多數勞働移民として入國し、その多くは妻子を故郷に残して來るからである。又これを年齢別に觀察すれば、第二表の如く、女子は十歳以下のものが多く、次第に年長階級に至つて漸減してゐる。男子の二十歳乃至四十歳に至るものが、多數占めてゐるのは言ふ迄もなく、成年移民の多いのに基づくのである。

(第二表) 一九三一年在緬印度人年齢別人口

年 齡 別	男	女
〇 — 一〇	九八、八七一	八九、八七一
實 數	一三五	三二七
千人ニ對スル比率		

一〇 — 二〇	實 數	一二四、四五〇	六一、九六六
千人ニ對スル比率		一七〇	二一八
二〇 — 三〇	實 數	二二二、四四一	六〇、五一〇
千人ニ對スル比率		二八九	二一三
三〇 — 四〇	實 數	一六四、三四九	三五、四五九
千人ニ對スル比率		二二四	一二五
四〇 — 五五	實 數	一〇〇、六四五	二五、〇〇五
千人ニ對スル比率		一三七	八八
五五歳以上	實 數	三三、一五五	一一、一〇三
千人ニ對スル比率		四五	三九

(註 一九三一年度國勢調査に依る)

第二節 地理的分布

印度人の地方分布に就いては第三表の如く、ベグー管區の四〇萬人を第一とし、アラカン管區の二萬人、テナセリ管區の一二萬人、イラワヂ管區の一萬の順序となつてゐる。即ちイラワヂ、シツタング並にシツタン河口に位し、米耕作に依り緬甸經濟の中樞をなす、デルタ地域に最も多く印度人が在住し、全印度人の五五%以上を占めてゐる。併し乍ら、全人口に對する印度人の比率はアラカン

管區が遙かに大である。斯くの如く海岸を遠ざかりデルタ平地より離れるに従つて、印度的要素は次第にその姿を薄めて來るのである。デルタ地域に於ては、農民又は農業労働者として働く印度人を見ぬ村はないのみならず、純粹な印度人村落すら發見される。これはチタゴンに接壤するアキアブに於て最も著しく、この地方は印度人、特にベンガル系印度人が壓倒的數字を占め、この地のみにて二一〇、九九〇人に達し、全緬甸在留印度人の二一%に相當してゐる。この中、一六七、二五六人即ち七九%はアキアブ出生である。この事は全緬甸在留印度人の六二%迄が印度出生の移民であるに反し著しい特色を持つもので、この地の印度人は勞働移民として一時的入國するのではなく、獨立定住し乍ら農業に従事することを推察せしめる。従つて一般印度人問題を切離して考察する必要がある。蘭貢市に於ける印度人はアキアブのそれよりも幾分多く二一三千人に達し、これは全印度人の二一%に當る。而して第四表に示す如く、印度人は蘭貢全人口の五三・二%を占め(若しこれに印度人と他人種との混血人を加算すれば約七六%に達す)之を男子のみより觀れば、六三%が印度人であり、男子の七〇%近くが印度人及回教徒で、その九五%以上が緬甸以外の出生である。以上の如く、アキアブと蘭貢のみにて全印度人の四二%を占めてゐる。奥地の地域にあつては、彼等は主として鐵道及河船航路に沿つて住居してゐる。これは彼等が農業労働者として働くと同時に、鐵道人夫、河船人夫並に小商人として働くことを物語るもので、その一部は時を経るに従つて定住するに至つてゐる。

(第三表) 在緬印度人地方別分布表 (一九三一年)

管區及地方	全人口	印度人		計
		男	女	
計	一四、六四七、四九七	七三三、九一一	二八三、九一四	一、〇一七、八二五
アラカン管區	一、〇〇八、五三五	一一九、〇〇七	八八、七九四	二二七、八〇一
アキアブ	六三七、五八〇	一二四、〇一三	八六、九七七	二一〇、九九〇
アラカン山地	二一、四一八	三八三	一一七	五〇〇
チヤウピユウ	二二〇、二九二	二、八八二	一、四三九	四、三二一
サンドウエ	一二九、二四五	一、七二九	二六一	一、九九〇
ベグー管區	二、五四九、六三七	三〇三、一七九	九七、〇六〇	四〇〇、二三九
ラングーン	四〇〇、四一五	一七一、七一一	四一、二二五	二二二、九二九
ベグ	四八九、九六九	三四、六二五	一六、一〇一	五〇、七二六
タラワチ	五〇八、三一九	一〇、五八六	三、一五四	一三、七四〇
ハンクワチ	四〇八、八三一	四六、二四五	二〇、三二八	六六、五七三
インセン	三三一、四五二	三〇、六九四	一三、三三八	四四、〇三二
プロム	四一〇、六五一	九、三一五	二、九二四	一二、二三九
イラワチ管區	二、三三四、七七四	九〇、五一九	二〇、七五五	一一一、二七四
ベセー	五七一、〇四三	二〇、二七一	三、八二五	二四、〇九六

ヘンザダ	六三三、二八〇	九、三一九	二、七一〇	一一、〇二九
ミヤンミヤ	四四四、七八四	二三、六〇七	三、八三五	二七、四四二
マウビン	三七一、五〇九	一一、三一八	二、一五三	一三、四七一
ビヤボン	三三四、一五八	二六、〇〇四	八、二三二	三四、二三六
テナセリ管區	一、八七二、六六八	八四、九六六	三五、一〇〇	一一〇、〇六六
サルウイン	五三、一八六	六七七	一一〇	七八七
タートン	五三二、六二八	二三、〇六九	一〇、六二八	三三、六九七
アマリス	五一六、二三三	二九、一一二	一一、四九〇	四〇、六〇二
タボイ	一七九、九六四	四、五九四	一、〇二一	五、六一五
マダグアイ	一六一、九八七	七、一〇三	二、一五四	九、二五七
トング	四二八、六七〇	二〇、四一一	九、六九八	三〇、一〇九
マダグエ管區	一、七二二、〇四四	二三、八九四	五、一四九	二八、〇四三
チャットミヨウ	二七四、一七七	二、五一六	七五五	三、二七一
ミンビユ	二七七、八七六	三、〇八八	八八〇	三、九六八
マダグウエ	四九九、五七三	一四、一七〇	二、五四〇	一六、七一〇
パコツク	四九九、一八一	二、〇三八	三三〇	二、三六八
チン山地	一七一、二三七	一、〇八三	六四四	一、七二七
マングレー管區	一、六九六、三三二	四四、四五二	一七、三三四	六一、七八五

マングレー	三七一、六三六	一七、一一六	一〇、六〇九	三七、七二五
チャウセ	一五一、三二〇	一、九〇五	四六七	二、三七二
メイチラ	三〇九、九九九	四、一二二	一、八七七	五、九九九
ミンチヤン	四七二、五五七	二、七〇二	八四九	三、五五一
ヤメチン	三九〇、八二一	八、六〇六	三、五三二	一一、一三八
サガイン管區	一、九一八、〇五八	三一、四九四	一一、八三五	四四、三二九
パモ	一一一、一九三	二、四七四	六六二	三、一三六
ミチナ	一七一、五二四	一一、一二〇	五、六〇一	一六、七二一
シユウエボ	四四六、七九〇	四、五二三	一、四九二	六、〇一五
サガイ	三三五、九六五	二、六八六	九八三	三、六六九
カタク	二五四、一七〇	四、七九八	二、〇九一	六、八八九
下チンドウキン	三八三、四三四	一、九三三	六三七	二、五七〇
上チンドウキン	二〇四、九八二	三、九六〇	一、三六九	五、三二九
イースタンスターツ	一、五四五、四四九	二七、四〇一	六、八八六	三四、二八七
北部シヤンステート	六一六、四五八	一七、九三四	三、三一九	二一、二五三
南部シヤンステート	八七〇、二三〇	八、〇四一	三、三一〇	一一、三五一
カレン	五八、七六一	一、四二六	二五七	一、六八三

(註 一九三一年國勢調査書に依る)

(第四表) 一九三一年蘭貢市各種別人口

種族別	人口		總實數	總人口に對する種族百分率
	男	女		
ビルマ人	六一、〇六三	六〇、九三五	一二一、九九八	三〇・四
カレン人	一、六一二	一、六一四	三、二二六	〇・八
其他土着種族	一、三〇九	一、〇四九	二、三五八	〇・六
印度人	一七一、七二四	四一、二一五	一一二、九二九	五三・二
印緬混血人	六、一二五	六、四三五	一二、五六〇	三・二
印英混血人	五、〇七一	四、九〇六	九、九七七	二・五
支那人	一九、九一九	一〇、七〇七	三〇、六二六	七・六
歐洲人	二、八九五	一、五三一	四、四二六	一・一
其他	一、三五五	九六〇	二、三一五	〇・六
計	二七一、〇六三	一二九、三五二	四〇〇、四一五	一〇〇・〇

(註) 一九三一年國勢調査書に依る

第三節 種族別人口

在緬印度人は第五表の如く六種族がその八五%を占めて居り、それ等各種族の中チツタゴニア人最も多く、全印度人の約二五%に當る。このチツタゴニア人はベンガルのチツタゴンから來る種族で、

一九二一年に二〇六、三八八人であつたが、一九三一年には二五二、一五二人に増加し、その中、七四%はアキアブに住居してゐる。彼等は、既に述べた如く、アキアブに定住して農業に従事するが、其他各地に散在するものは主として船乗を業としてゐる。而してその大部分はマホメット教徒である。

其の次に位するヒンヅー人は言ふ迄もなく、印度に於ける最多數民族で、その丈高く皮膚の色は概して白く、鼻梁も亦隆準にして容貌秀麗、印度の中原を占據してゐる。一九三一年現在に於て、緬甸に滞留するものは一七四、九六七人を算し、その中一二三六、〇三六人はヒンヅー教徒で、殘餘の大部分は回教徒である。而も緬甸に於ける彼等は、主として俸給生活者である。

テレグ族の九五%迄は回教徒にして、彼等は時としてコーリンギー (Coringhis) と稱せられ、大部分はマドラスから來るもので、緬甸に於ける労働者の主體をなしてゐる。

タミール族は主としてヒンヅー教徒で、緬甸に於て高利貸業を営み、緬甸大衆を飽くなく搾取するチエタイはこの種族に屬してゐる。

ベンガル人は概ね俸給生活を営み、オリヤ人は労働者である。
 尚印度人と緬甸人の混血人はアラカン回教徒、アラカン・カマン (Arakan Kamans) 及びメドゥ (Myedus) に分れ、アラカン回教徒は混血人の大半を占めて居り、アラカンの婦女とチツタゴンの回教徒との混血兒で、主としてアキアブに見出される。地方的に特異の種族とされ、アラカン人、チヨ

ゴニア人とも異なる服装をしてゐる。

(第五表) 種族別印度人口表

部族	總實數		千分率
	男	女	
ベンガル人	六五,二一一	四八,六八二	一六,五二九
チツタゴニア人	二五二,一五二	一六三,九一二	八八,二四〇
ヒンヅール人	一七四,九六七	一三二,八四二	四二,一二五
タミール人	一四九,八八八	九三,四三五	五六,四五三
テレグ	一五九,七五九	一二三,九四〇	三五,八一九
オリッサ	六二,五八五	五八,九〇五	三,六八〇
其他	一五三,二六三	一一二,一九五	四一,〇六八
計	一,〇一七,八二五	七三三,九一一	二八三,九一四

(註) 一九三一年國勢調査書に依る)

第四節 出生地別人口

緬甸に於ける印度人は當領地生れのもの、當領以外の印度本國及び其の他出生のものがある。その中、印度出生のもの最も多く、六〇五、二九九人即ち全體の六〇%を占め、緬甸出生は之に次ぎ、三

八七、七三五人即ち三八%に相當し、其他の出生は二四、二九一人即ち二%に過ぎぬ。

併しこれを性別に觀れば、男子の約七〇%は印度本國生れであるが、女子はこれに反し、その六一%以上が緬甸出生で、印度生れは三四%である。而して緬甸出生印度人三八七、七三五人の半數に近い一六二、三五六人はアキアブ一縣に住居してゐる。

(第六表) 緬甸在留印度人出生地別人口

出生地	總實數	男	女
緬甸	三八七,七三五	二〇四,八六八	一八二,八六七
印度	六〇五,二九九	五一〇,二〇七	九五,〇九二
ネパール	二三,八七一	一八,一二五	五,七四六
其他	九二〇	七一一	二〇〇
計	一,〇一七,八二五	七三三,九一一	二八三,九一四

(註) 一九三一年國勢調査書に依る)

第五節 職業別人口

緬甸は主農業國である關係上、印度人の農業人口最も多く、一九三一年のセンサスに依れば、第九表に示す如く、一七六、二〇八人で、總印度人職業人口の三〇%を占め、これに次ぐものは工業の一

○四、七六七人即ち一七・九%、交通業の一〇一、五三〇人即ち一七・一%、商業の九六、二一一人即ち一六・五%であつて、以上を合計すれば八一・五%に相當する。

これは全印度人に對する考察であるが、これを緬甸内出生印度人と緬甸外出生印度人と、即ち移民印度人に分つて觀察すれば著しい相違がある。即ち前者の六八・六%は農、牧、水産に従事し、工業、商業、交通業に従事するものを合するも二二%に過ぎぬが、後者はこれと甚しく異り、農業の二二・三%に對し、工業、交通業、商業を營むものを合すれば五七・六%に達する。而して既に述べた如く、アキアブ縣に於ける印度人の大部分はアキアブ出生にしてこの地に定住するが、其他の地方に於ける印度人は、通常一時的の滯留をするに過ぎない。従つてアキアブに於ける印度人の職業的分布に關しては、其他の地方のそれと著しく異なるものである。それ故アキアブを除外した緬甸内出生印度人の職業分布の比は、農業は六八%より四三・五%に降り、工業、商業、交通業を合したものは二二%より三七%に増加するのである。而して緬甸全職業人口に對する印度人の地位を觀るに、人口一千人に對し土着民は八七九人を占め、印度人は九五五人にして、印緬混血人は九人である。又これを各職業別に見れば、農、牧、水産に従事するものは、全職業の九・五%に比し僅かに四・一%に過ぎない。併し乍ら交通業の四五・七%、軍隊、警察の四五・四%及び家事用務の五四・四%の如きは特に高率であり、これに次ぐものは鑛業の三七%、官公吏の三〇・九%である。

(第九表) 一九三一年在緬印度人職業別人口對比表

職業別	全種族 (實數)	實數		千分率		全種族ニ對スル全印度人ノ千分率		
		總計	印度人	緬甸出生印度人	緬甸外出生印度人			
農、牧畜、水産業	四、三六〇、八六一	一七六、二〇八	六七、三六六	一〇八、八四二	三〇〇	六八八	三三三	四一
鑛業	三九、五〇五	一四、七五二	四〇〇一	一四、三五〇	二五	四	二九	三七〇
工業	六四、三七六	一〇四、七六七	七、二七八	九七、五八九	一六	七三	二〇〇	一五八
交通業	三三、〇五五	一〇一、五三〇	五、五〇〇	九六、〇三〇	一七一	五六	一九七	四三七
商業	五五七、二四八	九六、二二一	九、一五一	八七、〇六〇	一六五	九三	一六	一七二
軍隊及警察	三〇、八一六	一三、九九五	六七	一三、三七八	一五	六	二七	四五四
官公吏	四四、八六七	一三、八三三	一、〇三三	一二、八〇〇	二四	一〇	二六	三〇九
自由職業	一九八、八九〇	一〇、四一八	一、五九三	八、八二五	一八	一六	一八	五三
金利生活者※	七、一六七	一、八二九	二八三	一、五四六	二	三	三	二五五
家事用務	四四、六八九	二四、三三六	二、三三九	二二、九九七	四二	二四	四五	五四四
記載不充分ノモノ	五四、九二二	二六、四七七	一、九二三	二四、五五四	四六	一九	五〇	四八一
不生産的職業	二五、一四七	二、三三三	七九三	一、五四六	三	八	三	八九
計	六、二二一、〇三七	五八六、五〇六	九六、一五七	四八八、三四九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九五

(註) ※印は主として恩給、配當金等に依り生活をなすもの 一九三一年國勢調査書に依る

第二章 人口の移動（印度移民）

前節に述べた如く、在緬印度人は六〇%迄印度本國出生のものであるが、これは印度出生のものが移民として流入してゐることを物語るものである。

緬甸の印度人移民は決して近年の事ではなく、遠く十八世紀迄溯るのである。併し、これは十九世紀七十年代以來漸く盛になつたもので、この頃より印度から直接緬甸に仕事を求めて来るやうになつた。即ち英國が下緬甸を併呑し、その三角洲地帯の開拓に乗り出して、これを出來る丈早く耕地化することを希望したことに起因して居り、一八六九年開通したスエズ運河に依つて、漸く緬甸産出の米が歐洲の注目を引くに至つたからである。併し乍ら上緬甸からの移民は政府の期待する程敏速に運ばなかつた。そこで一八七四年には労働者としてではなく、耕作者としての移民をベンガルから吸引せんとする計畫が爲された。政府は十萬留比餘を投じて七、〇〇〇名以上の印度人を輸入したが、彼等は耕作者として定住せず終つた。そこで二年後の一八七六年制定の労働法に基いて移民募集官がコロナングに任命され、この法規に基きマドラスから移入した印度人は翌年の終にかけて到着し初めた。折から當時新しく出現した精米所は、勞力の夥しい需用を惹き起し、急速に増大して行つた。そこで精米所の經營者は政府の苦力輸入とは別に、個人的な苦力輸入の請負人を用意した。彼等に依つて輸

入せらるゝ苦力は労働法に依り擁護せられ、政府に依つて輸入される苦力よりも遙かに取扱ひ易く、政府輸入の苦力を精米所に使役することは困難であつた。而も彼等は苦力であつて耕作者でない爲め土地に定住しようとはせず、又耕作を爲す資本も必要でなかつた。従つて特殊なる労働法の下に印度人を移入しようとする計畫は、實費約三萬留比に依つて一千名足らずが齎らされた時、遂に廢止の運命に逢着した。其後、一八八二年及び八三年ベハール及びダルヂェリンクからの耕作者吸引計畫は、大凡五萬留比の費用を投じたにも拘らず、何等見るべき結果を齎さず、前同様、單なる費用倒れに終つた。

併し労働法が實質的に實施された一八七六年には、一萬五千名が自由移民として渡來し、其後數年間、殆ど同數の移民が年々渡來した。爾來ブリタイレユ・インデアン・ステーム・ネビゲーシヨン・カンパニーが、運輸の獨占を享有したが、一八八〇年アチアチツク・ステーム・ネビゲーシヨン・カンパニーの創設に依つて、角逐を惹き起すに至り、運賃の割引となつた。一八八〇年乃至八一年の寒冷なる氣候により、移民數は四萬名を超過するに至り、その中一萬八千名が印度に歸還し、他は緬甸に滞留した。この事實は若し運賃が苦力の支拂ひ得る數字まで引下げられるならば、印度には有效なる労働を夥しく補給する力の存することを證するものである。かくて政府は耕作者として印度人を移入せんとする意圖は放棄したが、労働者としての印度人移民は益々助長することに決定し、船會社に對して

その移民輸送數に應じ補助金を提供した。一八八三年及び八四年間にはその數八萬三千名に上り、その中四萬三千名は緬甸に在住し、同年度に於ける補助金は、殆ど三〇萬留比に達するに至つた。かくの如く移民の急激なる増加は、補助金がなくとも豊富なる勞働を獲得することの可能なることを示した。其後數年ならずして補助金制度は撤回されたが、その結果移民數は五萬名に急減した。併しこの傾向は一時的現象であつて、後三年にしてその數は再び八萬七千名に増加し、爾來躍進の一途を辿り數年ならずして、移民は益々激増し、緬甸に向つて奔流の如く流入するに至つた。

一九一八年以降一九三八年に至る、最近二十一年間に於ける移民數は第七表に示す如く、當初十年間は年々増加を來し、移入民は移出民數に比較して常に三萬人乃至九萬人の超過を示してゐたが、其後著しく出入を生じ、而も著しく減少の傾向にある。特に一九三〇年、三一年及び一九三八年には反對に移出民超過の現象を呈し、一九三一年の如きは四萬六千餘人の出超を示してゐる。斯くの如き移出超過の主要原因は

- (一) 一般的經濟不況に基く緬甸勞働者需用の遞減
- (二) 移入民數の激増を示せる一九二七年乃至一九二九年間に渡緬せる出稼印度人の歸郷時期に達してゐること。(緬甸への出稼印度人の多くは何れも其の家庭を郷里に残してゐる關係上兩三年に一回宛歸國するを例とする)

を擧げ得る外、一九三〇年及び一九三八年、緬甸各地に頻發せる緬甸土民の印度人迫害事件に依り、一層歸國者の激増を來せるものゝ如く觀測せられる。

而して以上二十一年間の移入民總數は六〇二萬人、移出民總數五二二萬餘人、差引移入民超過は八〇萬、即ち年平均三七、九五二人が緬甸に滞留したことになる。この中婦女子は精々一割内外見當でこの事實より判斷すれば、移民の大部分は緬甸に永住する考へで來緬するものでないことが分る。彼等は單に一季節即ち五六箇月間の勞働にやつて來るのであるが、頻繁なる旅費の負擔に堪へ難く、又短期の滞在では豫期した貯蓄も出來ないところから、大抵二年乃至三年又はそれ以上滞在するものでその大部分は既述の如く、單獨來緬して家族を送金に依り扶養してゐる。これ等移民の大部分は未熟練勞働者で、彼等は印度に於て生活が不可能である爲入緬するもので、彼等が緬甸に於て支拂はれる賃金は、彼等の故郷に於て支給される平均勞賃よりも遙かに高いのである。

(第七表) 一九一八—一九三八年間印度人移民移出入統計

年	入移民數	出移民數	入移民超過數	出移民超過數
一九一八	二三八、一三八	二〇六、二八〇	三一、八五八	
一九一九	二七一、四五三	二〇〇、六四六	七〇、八〇七	
一九二〇	三三六、八三七	二一七、二二二	九九、六二五	

1240	1173	1004	311	51	51	1	21	20	1	25	11	4	50	5	2	1
1241	252	285	133	48	51	1	21	20	1	25	11	4	50	5	2	1
1242	120	115	15	53	47	5	53	66	6	55	69	5	40	1	2	2
1243	110	100	10	47	40	7	52	62	10	52	63	5	35	1	2	2
1244	191	185	13	36	33	5	66	62	4	56	66	3	35	1	2	1
1245	226	188	28	36	33	5	77	69	8	66	66	6	30	10	1	1
1246	229	184	35	37	33	4	77	62	1	55	54	7	30	5	2	2
1247	191	195	5	37	36	2	53	66	6	57	57	1	34	1	1	2
1248	182	100	111	28	32	1	66	53	7	62	59	2	33	6	1	1

註 (一)印は出移民超過數
一九三九年緬甸官報に依る

是等移民の大部分、特に精米所に就勞する粗運搬夫は印度に於て募集せらるゝものであつて、該勞働者の募集には各精米所の勞働者請負人が、下請負人若しくは其代理人を人夫募集の爲印度に送り、普通應募者に二五留比の前金を支拂ふが、多少資財あるものには百留比迄は前貸する。此の前金を以て應募者は負債を支拂ひ、殘餘は家族の數週間の扶持費に充つる。斯くして應募者は募集人と共に蘭貢に來るのである。而して該旅費は募集人に於て支辨するものであるが、目的の精米所到着後、應募者に契約紙若しくは白紙に署名捺印又は拇印せしめ、請負人が應募者の爲に立替へた金額をそれに記

入すると、應募者は其の金額に對する約束手形を振出すことになつてゐる。其金額が實際の立替金額より少いことは決してない。右以外の移民の蘭貢に渡來する方法については不明であるが、移民勞働者の大多數は、緬甸の雇主より直接補助を受けることなく、緬甸に在住する自己の親戚故舊より、旅費其他の融通を受けるか、又は印度に於て借金して渡來するものもある。

後で印度人勞働の節に於て詳述する積りであるが、以上の印度人移民は、緬甸産業に大なる貢獻をなしたもので、從來は寧ろ觀迎されてゐたが、近年の事態は著しく變化し、一九三〇年及び一九三八年の如き、印度人排斥の暴動を起すに至つた。新憲法には緬甸人は印度より入國する移民調節の目的を以て、「印度より緬甸への移住に關しては、樞密院令に依り定められたる制限を受くべきものとし、又夫以外の制限を設くることを得ず。但し前述の規定は樞密院令に依り變更することを得」と規定した。この一項は初め緬甸在留印度人間に多大の憤懣を生み、一部印度人をして通商協定反對の態度に出でしめたが、是等印度人の危惧する所は緬甸人が激烈なる反印的立法提案を企て、獨り勞働者移民の入國を調節するのみならず、印度人全階級の入國を制限し、其結果は緬甸國內に多年既住し、既得利益を有するものにまでに及ぶべしと臆斷したのであつて、印度へ輸入する緬甸品に課税せんとの威嚇を以て之に應へた。而して後に發布された移民調整に關する『印度緬甸移民法』は

「公衆衛生並に公安上必要の爲一般的に適用せらるべき制限、或は好ましからざる人物の排斥上必

要なる制限以外には如何なる制限にも従ふことなし」と規定し、緬甸人の希望する移民制限も實質的には何等の制限はないのである。

第三章 印度人の政治的活動

緬甸下院議員の選舉は人種的代表制をなす一般選舉、並に特定團體的代表制度たる特別選舉の二つに分れてゐるが、印度人は前者に對し八名、後者には印度商業會議所より二名、チエテイヤ協會より一名、印度人勤勞階級より二名、合計十三名の代議士を送つて、印度人の經濟活動の擁護に當つてゐる。併し乍ら、元來在緬印度人は一般に經濟的活動の外、政治的インタレストは極めて薄く、これ以外に政治的活動として見るべきものはない。

尙參考迄に緬甸下院民族別議員數を掲ぐれば次の如くである。

緬甸人	九五名	カレン人	一二名
印度人	一三	英國人	一〇
英系ビルマ人	一	支那人	一

第四章 印度人の經濟的勢力

第一節 農 牧 業

第一項 農 業

緬甸は農業國にして緬甸人の約七割は農業に従事して居り、我國の全人口の五割強が農事に従つてゐるに比し、その率は餘程高い。而して耕作物中米が第一位を占め、農民の七割はこれに従事してゐる。現在耕作地一千六百八十萬英町の内一千二百萬英町は水田である。従つて緬甸に於ては米の豐作と不作、並に米の相場の高低は緬甸の盛衰即ち運命に關する問題である。

而してかゝる重要な水田は、緬甸農民の零細なる經營と、加ふるに封建的資本主義的搾取に依つて全く負債に緊縛され、その結果耕作地は必然的に非農業者たる、金貸業に移りつゝあるのである。この事は特にデルタ地域に著しい。例へば一九二八年に下緬甸の農民は耕作地の七二・一%を所有したが、一九三六年には僅かに五四・二%に降下し、上緬甸にあつては、同年に於ける農民の所有地は九〇%から八六%に下落した。かくて今日金貸業者の所有地は一九三〇年の四倍に躍進したと言はれる。而も統計上農民所有として掲げられてゐる土地の多くは、その土地から隔つた所に住む富裕なる者の所有する所で、彼等が農民と見做される所以のものは、彼等が全所有地を小作人に賃貸せず、所

有地の一部を管理する監守人を雇用してゐるからである。従つて實質的には非耕作者の所有する土地は、統計の表示するものより遙かに大きいのである。

而して是等不在地主の多くは印度人であるが、然らば何故にかくの如く印度人が土地の所有者になつたのであらうか。勿論種々の方法に依つて、土地獲得上緬甸人よりも有利であつたらうが、その主たる便益は、恐らく、英國統治の初期に於て、印度人は公務並に商業に於て英國の流儀に慣れて居り従つて彼等は歐洲の役人や商館と緬甸人との間の介在者として、活動するに至つたことに存するであらう。金貸業者の大部分は印度人であり、極く最近迄辯護士の多くは印度人であつた。而も下緬甸に於ては下級役人は殆ど印度人である。過去二世代下緬甸の土地にして、法廷及び金貸業者の手を通らぬものはなく、而もこれは常に印度人に好條件で土地獲得の機会を齎らした。彼等は又法律と言ふ道具を使用し、又濫用することに依り、緬甸人よりも一層良い土地獲得の機会を握つてゐた。併し彼等の多くは金を貯へ印度に歸る目的を以て來るので、土地は彼等にとつては貯蓄投資に對する安全なる手段に過ぎない。時の経過につれ以上の如き有利なる地位は減少した。蘭貢近邊の土地の多くが印度人の手に移つてゐるとは言へ、この事は必ずしもデルタ全域に及び、又同一傾向が今後永續するとは限らぬであらう。(註)

前述の如く、デルタ地域に於ける土地の大部分は小作人に依つて耕作されてゐる。而してこの小作人の多くは印度人のやうである。不幸にしてデルタ地域のみ印度人小作人の數は不明であるが緬甸全域に於けるそれは四一、〇九九人に達してゐる。而もこの割合は増加の傾向にあるやうである。これは印度人所有地に於ては印度人小作人が好まれ、而も緬甸人の小作人が緬甸人所有地に於て特遇されると言ふ事はないと言ふことに依る。これは印度人耕作者が、緬甸人耕作者より高い地代を提供し得るからであるが、その原因は主として、彼等の低い生活標準に負つてゐる。かくして大なる面積の土地が緬甸小作人の手より印度人小作人に移動してゐるが、これにも増して重大なることは、印度人の競争が小作料の高昇に有力なる働きをなしてゐることである。

緬甸に於ては今尙「タウン ツ ギー タタミ」(Tung-Thu-gyi Tha-Thami)と言ふ言葉を聞く。これは「耕作者は小供の多い大家族を持たねばならぬ」と言ふ意味であるが、農業が生活維持の手段として行はれる間は、家族の助力に依つて土地を耕作したのである。併し商業的農業の發達は、耕作者に彼等自身の家族が、如何に大であらうとも、それに依つて耕作し得るよりも大なる土地の取得を助長し、賃金労働者の要求を惹き起し、印度農業労働者の移入となつたのである。第十及第十一表は一九三一年に於ける農業の國別人口構成を示すものであるが、これに依ると印度人農業労働者は七七、八七〇人にして、全農業労働者の五・二%に相當してゐる。

尙農業に於て印度的要素は古々椰子、果物、護謨等が特殊耕作に最も高率であつて、殊に現在植付

地十萬七千餘英町の護謨栽培に於ては五六・四%を占め、印緬混血人を加ふれば約六〇%に當る。

註 Furnivall, J. S. An introduction to Political Economy of Burma. 1931 63-64頁 翻譯

(第十表) 緬甸農業に於ける各國人の地位 其一 實數

	緬甸人	其他土着人	支那人	印度人	其他	其(主=印緬、英印混血人)
普通耕作	二、三二六、五八六	一、五〇七、六九六	一六、三九七	二〇四、〇七九		二五、五七八
非耕作地主	四五、二〇五	二〇、四八八	三六八	二、〇八六		一、〇六五
自作農	七〇〇、三五八	五一六、二三七	二、二四五	二〇、二五三		八、七四三
小作農	五〇四、三六四	一九八、三五四	六八〇	四一、〇九九		五、七一九
農業労働者	一、〇四三、五八六	三五四、五三四	二、〇二五	七七、八七〇		一〇、三一五
特殊農業	三八、六六五	六五、〇三三	二、四六六	一〇、八八八		五八五
護謨	九七六	一、七九〇	八五	三、八七二		一四三

註 特殊農業には農場主、管理人、労働者を含む。一九三一年國勢調査書に依る

(第十一表) 緬甸農業に於ける各國人 其二千分率

	緬甸人	其他土着人	支那人	印度人	其他	計
普通耕作	五七八	三七六	四	三五	六	一、〇〇〇
非耕作地主	六五八	二九二	五	〇三	一四	一、〇〇〇

	自作農	小作農	農業労働者	特殊耕作	護謨
緬甸人	五六一	六七三	七〇一	三二六	一四二
其他土着人	四一四	二六五	二三九	五五七	二六一
支那人	二	一	一	二	一
印度人	一六	五四	五二	九二	五六四
其他	七	七	七	五	二〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

註 特殊耕作は農場主、管理人、労働者を含む。一九三一年國勢調査書に依る

第二項 牧畜業

緬甸に於ける牧畜は農業と不可分である關係上、可成の發達を示して居り、一九三九年の統計に據ると、牛五、一九三、八四三頭、水牛一、〇二〇、九六九頭、馬五〇、六〇七頭、豚五二九、六六五頭、山羊二九二、八五四頭、羊八一、六五六頭である。而してこれ等の中牛、水牛、馬等の大家畜が八七%餘を占め、豚、羊、山羊等の小家畜は極めて少い。これは牛、水牛、馬等は農耕或は運搬等役畜として使用する爲めで、小家畜の少きは全住民の八四%が佛教徒にして、殺生を禁忌するによるものと思はれる。

一九三一年の國勢調査による養畜に従事するものは、七八、〇八八人にして緬甸職業總人口の一・三%に相當する。これを人種別に見れば、緬甸人二五、五二四人、其他土着民三一、七二八人、支那人

一、二二七人、印度人一八、〇〇四人、其他民族二三五人にして、更にこれを緬甸の斯業總人口より印度人の地位を窺へば、次表の如く二三%に相當する。

(第十二表) 牧畜業者國別比率 千分率

印度人	緬甸人	其他土着人	支那人	其他	計
二三〇	三二七	四〇六	一六	二一	一、〇〇〇

註 一九三一年國勢調査書に依る

第二節 林業

一九三八—三九年度末に於ける、保有森林面積は一九、九一三、九三〇英町にして、同年度チーク材搬出量は約三五萬噸、輸出金額は三四、二七六、八八五留比に達し、緬甸全輸出の概ね八%に相當する。チーク材の伐採は森林租借權所有者のみに許可されて居り、この權利の九〇%以上がボンベイ・ビルマ貿易會社の手中にあつて、チーク材獨占の觀がある。林産物としてはこの他、薪、漆液等があり、樹木の種類は二千餘種に達し、林業は大なる發達をしてゐる。

而して斯業に於ける印度人の地位は、後述の製材業に於て著しき勢力を有してゐるが、林業それ自體に於ては既述の如く英資本の獨占する所で、印度人の參與は洵に微々たるものであつて、彼等は主として伐木人夫其他勞働者としての地位にある。一九三一年の國勢調査に依る、斯業に従事するものは五二、七二八人にして、緬甸全職業人口の〇・八%に過ぎない。これを人種別に見れば、第十三表の如くであつて、印度人は一、一八九名にして斯業總人口の二・三%を占めてゐる。

(第十三表) 林業従業者人種別人口

	印度人	緬甸人	其他土着人	支那人	其他	計
實數	一、一八九	三一、六四八	一九、〇五二	三九五	四四三	五二、七二八
千分率	二二	六〇〇	三六一	七	八	一、〇〇〇

(註 一九三一年國勢調査書に依る)

第三節 鑛業

緬甸は鑛産資源著しく豊富にして、石炭以外の凡ゆる鑛物を埋藏すると言はれる。併し、これは未だ十分なる調査が遂げられず、未開發の儘放置されてゐる。鑛産物中、現在首位にあるものは石油にして、近年幾分減少の傾向はあるが、全鑛産金額の五一%以上を占めてゐる。

石油に次ぐものは鉛、錫、銀等であり、軍需用礦物としてタングスタンの原礦たるウオルフラムは重要なものである。この外未開發礦物として六〇—七〇%の磁鐵礦、赤鐵礦が優良なる鑛脈をなし、サルウィン河岸に沿つて走つてゐる。金、銅の埋藏も極めて豊富と豫想され、寶石類も世界的名産地として知られてゐる。

扱、斯る地中豊庫の開發利用であるが、現在緬甸に於ける鑛業權は英國籍民以外には殆ど許可されず、斯業關係の八〇%迄は英國資本の下に在り、印度人、緬甸人の如きは殘餘の二〇%を分割してゐるに過ぎない。

石油の採油にはビルマ・オイル・コンパニー (Burma Oil co.) が二億留比の資本を投じ、獨占に近い状態にあるが、印度人も之に幾分參與してゐる。第十四表は斯業に參加してゐる、主なる印度人經營者の油田を表記せるものである。これが資本等に就いては不明であるが、緬甸全油田坑夫一四、〇五七人中印度人經營に屬するものは六二一人にして、四・七%に相當する。産出額比率は資料がなく不明である。

(第十四表) 印度人經營油田一覽表

油田名	使用人夫數	使用動力の種類	所在地
Mulla oil co.	一一六	重油及蒸氣	ミンブー

Nath Singh oil co.	二〇八	蒸氣及電氣	エナンジャン
Vednath Singh oil wells	一二六	同	同
Nath Singh oil co.	二二〇	同	パコク
計	六七二		

(註 List of Industrial establishments in Burma, 1936 に依る)

ウオルフラムは支那と共に世界最大の生産國であるが、今次戰亂と共に一層開發が促進されてゐるに相違ない。印度人にしてこれを經營するものは極めて小規模の手掘程度のものである。次に印度人經營の主なるものを掲げることとする。

(第十五表) 印度人經營ウオルフラム鑛業一覽表

鑛山名	使用人夫	採掘方法	所在地
E. Ahmed's Palank Wellraun Mine	六二	手掘	メルグイ
M. Haniff Zawe 9 mile Mine	二四	同	同
Hiyagadaung Mine *	一一	同	同
Pe Mine	一五	同	タポイ

註 *印は錫鑛を兼ねる

List of Industrial establishments in Burma, 1936 に依る

以上の外錫鑛採掘を営む印度人に Shazada Khan (10人), A. F. Ahmed (33人), Gul Mohamed (60人) 等あるが極めて微々たるものである。

斯くの如く直接鑛業を経営する印度人は極めて微々たる存在に過ぎぬが、採掘人夫に於ける地位は極めて重大なるものである。

即ち一九三一年の國勢調査に依ると、印度人は斯業總人口の三七・三%に相當する一四、七五二人であり、緬甸人、其他土着人、支那人を遙かに凌駕してゐる。

第四節 工業

緬甸は原料品産地で、製造工業は未だ極めて幼稚である。而もこれは過去二十年間大した進歩の跡も見ざる事出来ぬ。試に最近二十箇年間の状態を表示すれば次の如くである。

(第十六表) 最近二十箇年緬甸工場並従業員表

年	工場數	従業員數
一九二〇	六一七	九〇、九五八
一九二五	八九三	九九、五四六
一九三〇	九八〇	九八、七〇一

一九三一	九四七	九〇、五九三
一九三二	九四八	九〇、五七八
一九三三	九四二	八六、四三二
一九三四	九四六	八五、八二九
一九三五	九六五	九〇、三二二
一九三六	九八五	八九、二三〇
一九三七	九八六	八七、四一四
一九三八	一、〇一九	八六、三五二

即ち一九三八年の各種工場數は一、〇一九、従業員は八六、三五二人にして工場數は僅かに増加の傾向にあるが、従業員は寧ろ近年減少しつつある。

而してこの中、主要なる近代工業と見らるゝものは、精米所、製材所、其他製油、製糖、金屬精鍊等で、精米所は六五〇(一九三七年)に及び、全工場の一六六%を占める状態である。

國內手工業としては手織絹布、漆器、金屬細工、木彫日傘、竹細工其他がある。これ等は英國侵略前は可成り盛であつたが、英國併呑後は英國の工業政策と英系大資本の凡ゆる工業部門への流入に依つて、手工業は次第に衰退しつつある。

既に觀た如く農業、林業、鑛業等の天然資源の九〇%までは、英國資本に隸屬してゐるが、工業に

於ても大資本のものは大體英國系である。併し乍ら、この部門に於ては農、林、鑛業に比して印度人は勞働者としては言ふ迄もなく、資本關係に於ても顯著なる進出を示してゐる。第十七表は工場經營者人種別表であるが、これに依ると印度人經營工場は一九三七年に於て、緬甸全工場九八六の中三一四にして、これが工場の従業員は全工場の八七、四一四人の中、印度人經營に働くもの二一、五六九人である。即ち二四%強に相當する。斯くの如く全緬甸工業の約二五%は印度人の占むる所である。

(第十七表) 工場經營者人種別表

經營者	工場		従業員	
	一九三六	一九三七	一九三六	一九三七
政府經營	一九	二七	六、〇二九	六、一三六
歐洲人	一二四	一一九	三八、一七六	三六、一二〇
緬甸人	三七五	三六三	一四、四四三	一四、一八六
印度人	三〇九	三一四	二一、八九〇	二一、五六九
支那人	一五五	一五九	八、一五九	八、八六九
日本人	三	四	九三三	五三四
計	九八五	九八六	八九、二三〇	八七、四一四

(註 一九三八年國勢調査書に依る)

第一項 精米業

精米所は緬甸工業の主體をなすもので、既に述べた如く、一九三七年末各種工場九八六中六五〇、即ち六六%を占めて居り、これを従業員より見れば、全工業従業員八七、四一四人に對し、精米所従業員は三九、九九〇人、即ち四一%を占めてゐるのである。

これ等精米所は大は數千數百人の従業員を使役するものより、小は従業員十數人のものまでである。主として下緬甸に設置されて居り、特に輸出都市には大精米所が集中してゐる。

而してこれが經營者に就き人種別に考察すれば、第十八表の如くであつて、歐洲人は主として大規模のものを經營するが、印度人は大小の兩者を經營してゐる。一九三七年末に於て印度人の所有する工場は一九四、即ち全工場の約三〇%を享有し、その使役従業員は九、八二〇人に達し、緬甸全精米所従業員三九、九九〇人の二五%を占めてゐるのである。併しこれが投下資本に就いては資料なく不明である。

尙參考迄に印度人經營の主なる精米所(従業員百名以上)を第十九表に掲げて置く。

(第十八表) 精米所経営人種別表 (一九三七年)

工場	経営人種別				計
	歐洲人	緬甸人	印度人	支那人	
實數	三〇	二九八	一九四	一二八	六〇五
百分率	四・六	四五・八	二九・八	一九・六	一〇〇
従業員	一一、八〇七	一一、二五二	九、八二〇	七、一一一	三九、九九〇
百分率	二九・四	二八・〇	二五・〇	一七・六	一〇〇

(註) Report on the Working of The Indian Factories Act in Burma for 1937 (に依る)

(第十九表) 印度人所有主要精米所名簿 (従業員百名以上)

精米所名	所在地	従業員	使用動力
Mahmadullugue's G. Ahmed & Son Rice mill.	アキアブ	二〇〇	蒸氣
T. S. N. Chokalingam Chettiar's	同	四五〇	同
No. 2	同	三〇〇	同
Baboo Jagannath Bhagwandas' Rice Mill	蘭貢	二五〇	同
Nanjee Shanjee & co.	同	一五〇	同
Manganlal Popethhoy's Sree Kalayani Rice mill	ウオ	一五〇	同
Vraglal Narandas & co.	インセン海岸	二五〇	同
Sooniram Rameshar's Ywanna Rice Mill	ウアマ	一六〇	同

精米所名	所在地	従業員	使用動力
Sooniram Rameshar's Ywanna Rice Mill	ウアマ	一六〇	蒸氣
Abdul Sattar walis Wali Rice Mill	カマユ	一二八	同
Babul H. Rookmanand R. B Mayangon Rice Mill	モールメン	一〇〇	同
M. Salay's M. Sultan Rice Mill	同	一〇〇	同

(註) List of Industrial establishments in Burma, 1935)

第二項 製材業

緬甸に於ける精米業に次ぐ工業で、一九三七年末工場数は一二〇、従業員は一一、七〇六人である。之が全緬甸工業従業員八七、四一四人に對する比率は一三・四%に相當する。又經營を人種別に見れば、第二十表の如くである。印度人經營のものは全工場一二〇中五七を有し、従業員數より考察すれば、全工業従業員中印度人經營工場に働くものは三、七二二人即ち三一・七%に相當するのである。

(第二十表) 製材所経営人種別表 (一九三七年)

工場	政府經營	歐洲人	緬甸人	印度人	支那人	計
従業員	二	八	三六	五七	一九	一二〇
従業員	五六七	四、六四八	一、六四一	三、七二二	一、一二八	一一、七〇六

(註) Report on the Working of the Indian Factories Act in Burma for 1937 (に依る)

(第二十二表) 精米工場従業員人種別表 共一千分率

	職務全體	事務員	幹部事務員	熟練職工	未熟練職工	技術手
緬甸人其他土人	二六九	五四七	六四一	三七七	二三〇	三六二
支那 人	一九	八〇	九七	一二五	五	一九
印 度 人	六九九	三四〇	一七一	四五九	七六〇	五八
印緬混血人	一〇	二八	一七	三五	七	四八
英印混血人	一〇	四	七	三	七	一四三
歐洲人其他	二	二	六八	一	：	三七二
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(註 一九三一年國勢調査書に依る)

(第二十三表) 精米工場従業員人種別表 共二千分率

	職務全體	事務員	幹部事務員	熟練職工	未熟練職工	技術手
緬甸人其他土人	一、〇〇〇	一三〇	五〇	八六	七二八	六
支那 人	一、〇〇〇	二七一	一一一	四一五	二〇〇	二
印 度 人	一、〇〇〇	三九	一六	六六	八七九	一
印緬混血人	一、〇〇〇	一七九	三六	二一五	五五九	一

(註 一九三一年國勢調査書に依る)

	英印混血人	歐洲人其他	全種族
英印混血人	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
歐洲人其他	二三八	一八一	六五
全種族	一六七	四一一	二二
	一九〇	一一六	六三
	四八	五五	八四八
	三五七	二八九	一

製材所に於ても全従業員一一、七〇六人中印度人は四、三三〇人、即ち三七%である。併しこれを未熟練労働者のみに就き考察すれば、五七・四%迄が印度人に依つて占められてゐる。又鑛業に於ては約四〇、〇〇〇人の全従業員中印度人は一五、〇〇〇人、即ち三七%に相當する。鐵道従業員の如きも一九三八年總従業員二一、九〇六人中印度人は一六、六三一人、即ち約八〇%を享有する。農業労働者としての印度人は八七、〇〇〇餘人で、緬甸全印度人労働者約三〇萬人に對し、大なる部分を占めてゐるが、これは全緬甸農業労働者の五・二%に過ぎぬ。

(第二十四表) 製材所従業員人種別表 共一千分率

	職務全體	事務員	幹部事務員	熟練職工	未熟練職工	技術手
緬甸人其他土人	五九六	七四六	六九二	八六六	四〇九	一七八
支那 人	一六	八五	五八	一四	六	：
印 度 人	三七〇	一二一	八一	一〇八	五七四	八九

印緬混血人	一四	三五	二六	一一	一二	六七
英印混血人	二	八	二一	：	：	二八九
歐洲人其他	二	五	二三	：	：	三七八
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(註 一九三一年國勢調査書に依る)

(第二十五表) 製材所従業員人種別表 其二 千分率

職務全體	事務員	幹部事務員	熟練職工	未熟練職工	技術手
緬甸人其他土人	六七	四九	五〇九	三七四	一
支那人	一、〇〇〇	三四九	二八四	二二二	：
印度人	一、〇〇〇	五四	一三七	七八六	一
印緬混血人	一、〇〇〇	一六四	二六七	四八四	一一
英印混血人	一、〇〇〇	二五〇	二三	四五	二九五
歐洲人其他	一、〇〇〇	二五一	一一三	：	二一八
全種族	一、〇〇〇	六六	三二六	五六四	二

(註 一九三一年國勢調査書に依る)

(第二十六表) 鑛産業従業員人種別表

實數	千分率	緬甸人	其他土着人	支那人	印度人	其他(印緬混血人を含む)	合計
一四、〇二七	三五五	一五二	九八	三七八	一四、七五二	八三八	三九、五〇五

(註 一九三一年國勢調査書に依る)

(第二十七表) 鐵道従業員人種別表

人種	一九二一	一九三一	一九三八
歐洲人及英印混血人	六三二	八四七	六八九
緬甸土着人	二、五八二	四、六九二	四、五八六
支那人	一九六	一五五	：
印度人	一六、九八一	二二、〇二七	一六、六三一
計	二〇、三九一	二七、七二一	二一、九〇六

(註 一九二一—三一年は一九三一年度センサス、一九三八年は一九三九年度鐵道院報告書に依る)

亦蘭貢に於ける埠頭人夫も元來は殆ど印度人であつたが、一九三〇年並に三八年の騒動以來幾分減少の傾向にあるもの、如くである。其他解舟夫、人力車夫も殆ど印度人である。

更に一般労働者も大體印度人の占むる所であつて、此等印度人労働者の印度向送金は一九三一年度に於て四、〇〇〇萬留比と稱されてゐる。斯の如く、緬甸の一般産業の發展上に、印度人労働者の役割は著大なるものがあるが、併し印度人は單に産業労働者に止らず、廣範圍に亙つて下女下男、職人として進出してゐるのである。而して此等印度人労働者の労働制度であるが、彼等は直接會社に依つて使役されて給料を支拂はれるのではなく、會社の使用する労働者請負人に使用されて居り、會社とは直接雇傭關係はない。而して請負人は又多數の下請負人を抱へてゐるのである。

尙緬甸産業界未發達の結果、約十萬の工業労働者の約半數は或る期間のみ仕事に就くのであつて、その爲印度労働者の苦惱は極めて大きい。就中六五〇の工場に分布されてゐる、四萬の精米労働者がさうである。精米所の労働は概ね十二月乃至六月で、其他の期間には其需要が極めて尠い。従つて彼等はその間農業労働者又は築堤修理の人力に轉出する。又蘭貢に於ける七千人に及ぶ人力車夫及び八千人の手押車夫の如きも、好景氣時には他の仕事に移り、不景氣には車夫に轉するのが一般傾向で、斯の如きは、産業的労働の多くが季節的性質を有するに依るのである。

扱、斯く緬甸産業に大なる貢獻をなしてゐる印度労働者も、嘗つて彼等が受けた好遇とは全く反對に、近年の事態は彼等に取つて容易ならぬものがある。即ち「近年人口の増加と耕地が著しく不足を來した爲、従前願つたり叶つたりで、印度人に委ねて來た如き種類の労働も、緬甸人が取りかゝらね

ばならなくなつた。最近數年の不況續きで此傾向は一層強まり、緬甸人は自分達より生活標準低く、且つ多くの場合、自分達のもつてゐないやうな、巧妙なる經驗を有する人々との競争の困難なることを理解するに至つた。之等が原因となつて、緬甸人間に極端なる嫉妬を抱くものが現はれて兩者反目の因となり、其の結果は一九三〇年及三八年（註 三八年は筆者補充）の大暴動の勃發に、その頂點を見出すに至つた（註）。かくて緬甸分離後の今日、尙これは緬甸に於ける重大なる課題となつてゐるのである。

註 パートン・リーチ『緬甸の將來』より

（後記）第四章印度人の經濟的勢力の項に入るべき、商業及び金融に就ては未調査なる爲め、後日述べることにする。

413
457

昭和十七年一月十五日印刷
昭和十七年一月廿五日發行

非賣品

編者 雜賀博愛

印刷人 福井安久太

印刷所 芝區西久保巴町七十番地
安久社

東京市中野區上高田一ノ八〇

發行所 緬甸研究會
振替口座東京一二三、九一一番

終